

令和6年度第4回
東京都私立学校審議会
会議録（第839回）

令和6年7月12日（金）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 6 年度第 4 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名のうち、15名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則が定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります16件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 7 月12日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、富士国際ビジネス専門学校の廃止認可について（文京区）、ほか15件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件16件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く、議案第 1 号から議案第14号につきましては、各部会におきまして了承いただいておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第15号及び第16号につきましては、第三部会におきまして、再度審査の結果、継続審議となつてございますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 議案第15号、16号については、引き続き第三部会において審査をよろしくお願いいたします。

それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校の案件でございます。

議案第 1 号は、富士国際ビジネス専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号、富士国際ビジネス専門学校の廃止認可について、御説

明いたします。

富士国際ビジネス専門学校は、昭和51年7月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、志望者数の減少により、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は細木元生氏で、校長は細木信行氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和5年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、文京区において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、服部栄養専門学校の高等課程廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、服部栄養専門学校高等課程の廃止認可について、御説明いたします。

服部栄養専門学校は、昭和52年10月1日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校・課程（分野）の名称及び位置は、要項1から要項3に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、入学者数の減少のためです。

設置者は学校法人服部学園で、理事長は染谷幸彦氏、校長は同じく染谷幸彦氏です。

生徒の処置については、要項8に記載のとおり、令和5年9月末をもって高等課程の生徒は全員卒業しております。

教職員の処置については、要項9に記載のとおり、法人内で配置転換しています。
指導要録等については、要項10に記載のとおり、設置者において保管します。
資産の処置については、要項11に記載のとおり、設置者において使用します。
備考欄には、校地・校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第3号は、ISI外語カレッジの收容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、ISI外語カレッジの收容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

同校は、各種学校として平成26年6月20日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、收容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明します。

学校の名称及び位置は、要項1及び要項2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和6年10月1日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、收容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人ISI学園で、理事長は荻野正昭氏、校長は岡部かおり氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、昼第一部及び昼第二部の進学1年3ヶ月コースの入学定員を10名から20名に変更し、総定員を40名とします。これにより、学校の総定員は360名から400名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から要項11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日及び法人が設置する学校について記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願います。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第4号は、目白平和幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号、目白平和幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は宗教学法人日本基督教団目白教会、園長は本田ゆかり氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級、150名を、6学級、135名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第5号は、みころも幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、みころも幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和6年8月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、幼保連携型認定こども園の設置計画に伴う施設の改修に向けて、実員に合わせ、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人松徳学園、園長は曾木百合子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の11学級、315名を、10学級、243名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から要項10にありますとおり、いずれ

も設置基準を充足しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですね。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号は、戸越幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第6号、戸越幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、後継者不在により、運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は安中俊雅氏、園長は安中俊雅氏でございます。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第7号は、白菊幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局から、説明願います。

○事務局 それでは、議案第7号、白菊幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少により、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人大音寺、園長は矢花真隆氏です。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。大丈夫ですね。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第8号は、角笛幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第8号、角笛幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少に伴い、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は宗教法人日本基督教団高井戸教会、園長は七條真明氏でございます。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第8号、角笛幼稚園の廃止認可について、適当と認める旨、答申いたします。

議案第9号は、三鷹幼稚園の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第9号、三鷹幼稚園の廃止認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び要項2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園児数の減少により、園の運営継続が困難になったため、廃止するものでございます。

設置者は藤井ヤス子氏、園長は藤井みのり氏でございます。

園児の処置でございますが、令和5年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、令和5年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地・園舎等につきましては、それぞれ、要項9、要項10、要項11に記載のとおりです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第9号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、中学校及び高等学校についての案件でございます。

議案第10号は、大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局から、説明願います。

○事務局 それでは、議案第10号について、御説明いたします。

これは、学校法人大原学園が設置しております大原学園美空高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可でございます。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、要項1から要項5に記載のとおりでございます。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。1点目として、生徒や保護者からのニーズを踏まえ、面接指導等実施施設を追加いたします。2点目として、平日コースの需要の高まりに合わせて、定員内訳を変更いたします。

変更の時期は、要項7に記載のとおり、令和7年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8、別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。第1に、(課程)第4条、平日コースと土曜・集中履修コースの定員の内訳を変更いたします。これは、面接指導等実施施設の追加に伴うものでございます。第2に、(面接等の指導)第9条に、面接指導等実施施設として、現在同法人が東京都町田市に設置している大原簿記医療秘書公務員専門学校町田校2号館を追加いたします。

備考欄には、設置認可年月日並びに本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上で、議案第10号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 1点、今さら感のある質問をお願いしたいのです。高等学校の広域の通信制の収容定員の変更は、これまでも似たような例がありましたから、何で今そんな質問をするのかと聞かれるかもしれませんが、後学のために、皆さん、各委員が共通理解を得るためにも、あえて質問をお願いしたいと思います。多分今後も似たようなケースがあろうということを考えてのことです。変更の2点目、収容定員の変更に関して、疑義があるというよりは、基礎知識としてお教え願いたいのですが、今の土曜・集中履修コースから240人の定員を振り向ける平日コースについての基本的な認識でございます。私も、通信制課程の多様化・高等学校自体の多様化が不登校をはじめとする生徒の多様化に対応する受け皿として必要なことは、十分理解しているのです。単位制も併用しているからなおさらなのですが、通信制課程の平日コースとは、一体、全日制課程とどこが違うのだろうかということが、質問のポイントでございます。様々な子供たちの状況を踏まえて手厚い指導をするという意味では、通信制の要素に、平日コースというのでしょうか、全日制課程の指導方法やカリキュラムをプラスすること、平日コースを設けて多様化することの、生徒にとってのメリットは分かるのですが、設置者にとっても、全日制を新たに課程として設けるよりは、通信制の平日コースを運営するほうが、プラスになる、メリットがあるという点が、あるのでしょうか。その辺をまとめて説明していただければありがたいと思います。

○近藤会長 どうですか。

○福本私学行政課長 今回の平日コースなのですけれども、こちらは、週3日あるいは週5日で生徒が選択できるというところで、生徒の学習環境の多様化に対応しているというところなんです。週5日のコースは、これが最大という扱いになっておりまして、義務的というわけではなく、選択できる。午前中登校で午後には生徒の自由な活動あるいは補講・自主学习といった選択肢を提供しているというものでございます。設置者側のメリット・デメリットという話になりますけれども、通信制高校の競争も厳しくなっておりますので、今回の案件は、東京都西部あるいは神奈川県の子供のニーズにウイングを伸ばすという趣旨と聞いております。そういった中で、全日制にはない柔軟さを取り入れながらも、東京都はもともと通信制高校については都内にサテライト施設を設ける場合も全日制高校と同様の水準の施設基準を設けるようお願いしております。そういった厳しい条件の中でも、今回、大原学園がサテライト施設の都内設置を求めてきたという中で、諮問させていただいた次第でございます。

○近藤会長 いかがでしょうか。

○加茂川委員 ありがとうございます。

○近藤会長 よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、議案第10号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第11号は、安田学園中学校、議案第12号は、安田学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局、2件をまとめて、お願いいたします。

○事務局 それでは、議案第11号・第12号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。

これは、学校法人安田学園が設置しております安田学園高等学校と同中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員するとともに、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。中学校では、収容定員を180名増員、高等学校では、収容定員を180名減員し、中学校の収容定員を720名、高等学校の収容定員を1,320名に変更いたします。中学校では、変更前、1学年、6学級、180名、合計540名から、変更後は、1学年、8学級、240名、合計720名となります。高等学校では、変更前、1学年、13学級、500名、合計1,500名から、変更後は、1学年、11学級、440名、合計1,320名となります。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和9年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第11号・第12号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第11号及び議案第12号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第13号は、淑徳巣鴨中学校、議案第14号は、淑徳巣鴨高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、2件をまとめて、説明願います。

○事務局 それでは、議案第13号・第14号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。

これは、学校法人大乘淑徳学園が設置しております淑徳巣鴨高等学校と同中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から要項3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の充実による教育効果の向上を図ること及び中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員するとともに、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。中学校では、収容定員を105名増員、高等学校では、収容定員を105名減員し、中学校の収容定員を420名、高等学校の収容定員を1,020名に変更いたします。中学校では、変更前、1学年、3学級、105名、合計315名から、変更後は、1学年、4学級、140名、合計420名となります。高等学校では、変更前、1学年、10学級、375名、合計1,125名から、変更後は、1学年、9学級、340名、合計1,020名となります。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和9年度に完成する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から要項9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第13号・第14号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第13号及び議案第14号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

次に、事務局から、報告があるとのことですので、お願いいたします。

○福本私学行政課長 本審議会委員の御異動につきまして、御報告させていただきます。

8月31日をもちまして、堀井委員が御退任となる予定でございますので、御報告させていただきます。

堀井委員には、令和2年9月から4年間にわたりまして、本審議会の委員を務められ、審議に御尽力をいただきました。本当にありがとうございます。

ここで、退任されます堀井先生より、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

堀井先生、どうぞよろしくお願いいたします。

(堀井委員挨拶)

○福本私学行政課長 堀井先生、ありがとうございました。この場を借りて、御礼申し上げます。

また、次回の審議会におきまして、新たに選任されました委員の方をお迎えすることになりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

近藤会長にお返し申し上げます。

○近藤会長 堀井委員、本当にどうもありがとうございました。

よろしく願いします。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

次回開催は、9月13日、金曜日を予定しております。

どうもありがとうございました。

午後3時33分閉会